

第20号 ごみ減量トレンディ

食品ロスを

減らしましょう！



食品ロスとは？

食べきれずに残ってしまった食品や、調理の際に過剰に除去した部分など、まだ食べられるのに捨てられている食品のことを「食品ロス」といい、大きな問題となっています。

次ページに食品ロスに関する記事を掲載しましたので、ご一読いただき、食品ロスの削減にご協力をお願いします。

食品ロスの削減にご協力をお願いします

食品ロスの現状

現在、日本で年間約621万トンの食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品類）が発生しています。この量は1人が1日にお茶わん一杯分に相当する食品を捨てていることとなります。また、621万トンのうち、ご家庭で発生する食品ロス量は約45%の約282万トンとされています。

ご家庭で出来るほんの少しの工夫で食品ロスを減らすことができます。

下記の3つのポイントをぜひ実践していただき、食品ロス削減にご協力をお願いします。



※農林水産省「食品ロスの現状平成26年度推計」より数値を引用

ご家庭で食品ロスを減らす3つのポイント

その1 計画的にお買い物をしましょう。

お買い物に行く前に、冷蔵庫を開け中身をチェックして、在庫がまだ残っている食品に気をつけるなど、必要な食材を、必要な時に、必要な量だけ購入しましょう。

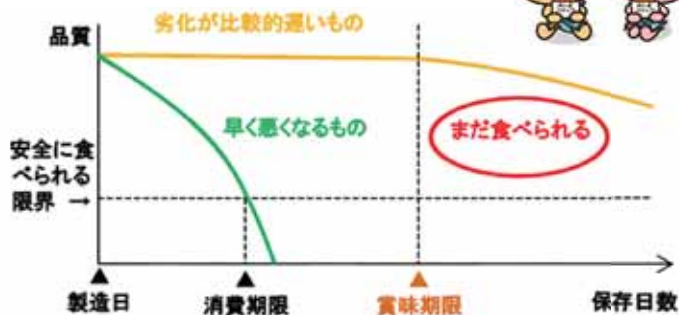
普段の買い物で少しの工夫をしてみてください。



その2 賞味期限を正しく理解しましょう。

食品の期限表示には、「賞味期限」と「消費期限」の2種類があります。

「賞味期限」とは、美味しく食べることができる期限を表示したもので、期限が過ぎたからすぐに食べられなくなるということではありません。すぐには捨てず、食べても大丈夫か自分で判断することが大切です。



※農林水産省「食品の期限表示について」より

その3 購入した食材は使いきりましょう。

どんなに食材を買いすぎないように気をつけても、余ってしまう食材があると思います。そんなときは、お好み焼きや鍋料理、カレーなどで余った食材を使い切るよう工夫しましょう。



ごみ集積所を利用している全ての事業者の皆さまへ

平成30年4月1日から新たな少量排出事業者制度が始まります。1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）が10kg以下で地域の集積所にごみを排出する少量排出事業者は、4月1日以降、下記のとおり手続きを行い、10月1日以降は市指定の事業者用ごみ袋を使用してごみを排出して下さい。

1回のごみ排出量が10kgを超える事業者は、集積所に排出することはできません。自ら清掃センターに搬入するか、若しくは一般廃棄物の収集運搬業者に処理を委託して下さい。

産業廃棄物に該当するごみは、市では処理できないため、集積所には排出できません。

① 届出書等を市に提出【4月1日～】

- 4月1日以降に改正後の「事業活動に伴う一般廃棄物排出届出書（様式第2号）」を市に提出して下さい。様式は市ホームページ（HP）からダウンロードできます。
- 届出書には、「集積所の位置図」と「集積所を管理する自治会長等の承諾書」を添付して下さい。位置図や承諾書の様式は任意です。承諾書のひな型を市HPに掲載します。
- 既に届出している事業者も、新たに届出書の提出が必要です。

【受付方法】

(1) 廃棄物対策課（清掃センター）での受付 〒411-0000 三島市字賀茂之洞 4703-94
4月1日以降の月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

(2) 特設会場（曜日指定）での受付

4月10日～6月29日の間 9:30～12:00、13:30～16:00

曜日	会場
毎週 火曜日	市役所中央町別館（1階ロビー 正面玄関入口）
毎週 水曜日	錦田公民館（1階ロビー）
毎週 木曜日（祝日を除く）	北上文化プラザ（1階ロビー）
毎週 金曜日（祝日を除く）	中郷文化プラザ（1階ロビー）

※届出書提出の際は、念のため訂正印をご持参ください。

※(1)、(2)とも受付の際に、事業者番号を付記した届出済証と指定ごみ袋のサンプルをお渡します。

※中央町別館にお車で越すの際は、市営中央駐車場（中央町1-8）をご利用下さい。

その際は、駐車券を受付まで持参して下さい。駐車料金無料のスタンプを押します。

(3) 郵送での受付

4月1日以降に廃棄物対策課（清掃センター）へ郵送

※届出済証送付用の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

※書類に不備がある場合は、訂正印や書類の再提出が必要になります。

② 市指定の事業者用ごみ袋での排出【10月1日～】

- 10月1日から市指定の事業者用指定ごみ袋を使用して届出書に記載した集積所に排出して下さい。
- ごみ袋には、届出時に付与される事業者番号と事業者名を必ず記入して下さい。
- 事業者用指定ごみ袋は、8月頃から市内小売店等で10枚単位で販売する予定です。
- 取扱店を現在募集中です。4月以降、取扱店が決まり次第、順次、市のHPや広報誌等でお知らせします。

事業者用	10L袋…20円/枚	20L袋…40円/枚
ごみ袋の価格	30L袋…60円/枚	45L袋…90円/枚



事業者用ごみ袋のイメージ

環境美化推進員さんの取り組み

あなたの街の

環境美化推進員さん

【徳倉第3町内会 編】



各自治会や町内会では、ごみ集積所の管理や分別指導などを行う環境美化推進員さんが活動しています。
今回は、徳倉第3町内会のみなさんにお話を伺ってきましたので、ご紹介します。

何人で活動されていますか？

私たち徳倉第3町内会では、4名で活動をしています。

どのような活動をされていますか？

毎週木曜日に集まり、町内にあるごみ集積所を2班に分かれて巡回・監視を行っています。木曜日の活動なので、資源ごみやペットボトル、白色トレイ・白色発泡スチロールの日にあたりますので、その日に出されたごみが適正に排出されているかを確認するため、見回っています。

巡回しているとどのようなごみが目につきますか？

資源ごみの日に、缶の入れ物の中にスプレー缶が入っていたり、その他の燃えないごみの中に刃物が入っていることがあります。



ごみ集積所の巡回の様子
4名で町内の集積所を巡回しています。

それらは本来、危険不燃物の日に出すごみなので、見つけた場合は取り除いて危険不燃物の日にまとめて出すようにしています。
また、ルール違反ごみの管理や処理なども行っています。

最後に一言お願いします。

住民のみなさまが心地よく暮らせるように、また、ごみを排出する者の責任として日々活動しています。



徳倉第3町内会
環境美化推進員のみなさま

本日はありがとうございました。



ます。私たちの活動の苦勞を知っていただき、住民のみなさまにはルールを守ったごみ出しをしていただきたいと思います。

環境美化推進員のお仕事

環境美化推進員のみなさまには下記の活動にご参加・ご協力をいただいております。

- ごみ集積所の管理に関する事
- ごみの分別・排出の指導に関する事
- ごみの減量、資源化の推進に関する事
- 地域の環境衛生の保全に関する事
- 不法投棄の防止・通報に関する事
- 地域における環境美化活動の目的達成に必要な活動に関する事



住民のみなさまには、ルールを守ったごみ出しをよろしくお願いいたします。